

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2021年3月(2021.2.16～2021.3.16)

法令情報

1. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針の一部を変更する件

<経済産業・環境省告示第1号>(2021.3.1公表)

小型家電リサイクル法に基づく「基本方針」が変更されました。2023年度までに達成すべき小型家電のリサイクル量の年間目標値は14万トンと2018年度目標値が据え置かれました。また、昨今のリチウム蓄電池等に起因する火災等の発生を受けて、関係各所に安全な回収体制を構築することを求める等の内容が盛り込まれました。

該当製品を製造、販売又は再資源化をおこなう事業者等は参照下さい。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200072&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 「工業塗装における揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策の紹介動画」の公開について

(2021.2.19環境省)

VOC排出事業者による自主的取組の促進を図るため、工業塗装に携わる中小のVOC排出事業者向けに、現場で実施可能なVOC対策に係る啓発用動画「工業塗装で取り組むVOC削減」が作成・公開されました。この動画では、工業塗装における日常作業の見直しと塗着効率の向上によるVOC削減方法を紹介しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109156.html>

2. 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について (2021.3.2環境省)

本改正で、パリ協定で定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設や脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等が行われます。排出事業者に対しては、温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、これまで請求手続きにより開示された事業所ごとの排出量情報は、一般に公表される仕組みになります。本法案は今国会に提出されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109218.html>

3. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の閣議決定について (2021.3.9環境省)

昨今、海洋プラスチックごみ問題や諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源の循環を一層促進する重要性が高まっています。本法は、プラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じようとするものです。主な措置として、プラスチック製品製造事業者が努めるべき環境配慮設計に関する指針の策定や排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準が策定されます。本法案は今国会に提出されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109195.html>

4. 「健康経営優良法人2021」認定法人が決定しました (2021. 3. 4経産省)

同制度は、健康経営に取り組む優良法人を「見える化」する制度です。この制度により金融機関、関係企業、従業員や求職者などから社会的評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。今回、申請のあった法人のうち大規模法人部門で1801法人(前年比+320)、中小規模法人部門で7934法人(同+3211)と昨年に続き大幅に認定数が増加しました。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210304005/20210304005.html>

5. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における 2017年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について (2021. 3. 16環境省)

環境省と経産省は、温対法に基づく温室効果ガス排出量の集計結果を公表しました。報告があった事業者数は、特定事業所排出者が1.2万事業者(前年度比▲13)、特定輸送排出者が1.3千事業者(同▲17)で微減する一方、排出量の合計値は、6億6千万t-CO₂(同+0.1億)と増加しました。また、特定事業所排出者の業種別では、製造業が6割を占めました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109315.html>

意見募集情報

1. 水質汚濁に係る 人の健康の保護に関する環境基準 等の見直しについて(第6次報告案) に関する意見の募集について (2021. 3. 16環境省)

環境基本法第16条に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は27物質について定められています。今般、この環境基準のうち六価クロムの基準値を現行0.05mg/L以下 → 0.02mg/L以下に見直すことが決められました。環境省は、2021. 4. 14まで変更案についての意見を募集しています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200107&Mode=0>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109304.html>

以 上